

とする。

(二) 手形の売却

売却の日から一ヶ月以内の一定期日を買戻期日とする買戻条件付売却とし、買戻期日以前における手形の裏書交付は行わず、売却代り金と引換に売却手形の明細表を添付した手形売渡証書を交付する方法によるものとし、売却手形は、本行に対し売戻す場合を除き譲渡禁止とする。

(三) 売却手形の差換

原貸付又は割引依頼人による期限前返金若しくは買戻又は内入があつたときは、当該手形と同額の他の手形を以て差換えるものとする。

(四) 支払割引料

差当日日歩二銭三厘五毛の割引歩合を以て、売却の日より買戻期日までの日数(両入)に応じて算出する。

(五) 計算整理

売却手形の元本は貸方勘定科目「買戻条件付売却手形」、割引料は勘定科目「損益金」(内訳大科目「支払割引料」、内訳小科目「買戻条件付売却手形割引料」)を以て整理することとし、原手形勘定の引落は行わないものとする。

なお、右に伴い、売却手形は銀行券発行高に対する保証には充当しないこととした。

【昭和二十九年十月十五日】

十二月

第四・四半期における高率適用手続の調整率決定

第四・四半期における高率適用手続の調整率は引続き現行の通り七〇%に据置ることとなつた。このように決定されたのは、第四・四半期の財政資金の揚超が輸出の好調による外為特別会計の撒超を主因として昨年同期より著しく下廻るものと見込まれること、本行貸出の期中増加は少額に止まるものと思われること等の金融情勢を考慮し従来の金融引締方針を継続する趣旨によるものである。

【昭和二十九年十二月二十五日】

明年度における農業手形制度の実施

明年度の農業手形制度については、(1)従来の農手の中には相当の濫用が見受けられること、(2)本来農家が借入れに馴れることは好ましくないこと、(3)この際農

家及び系統機関の資金自賄態勢の整備促進を助長することが適當であること等の観点から、左の通り制度を一部改正するとともにその運用につき系統機関については農林中金をして指導(銀行に対しては本行が直接指導する)を行わせることとした。

(一) 制度の改正

農手対象資材中より大農機具を削減すること。

(二) 制度運用上の指導

(イ) 融資限度は共済金最高額に対し北海道五〇%以内、その他の地域三〇%以内(馬鈴薯、雑穀作付農家に対しては、農業手形共済基金制度に基く借入最高額の八〇%以内)を目標とすること。

(ロ) 農手の始期は地方の実情に応じてできるだけ遅らせ、終期についても同様努めて繰上げるとともに、米麦兼作農家に対する融資方については相当部分を麦代金を以て返済せしめるよう借入期間を短くすること。

(ハ) その他融資の際には農家及び系統機関の資金繰を十分検討した上で行うこと。

【昭和二十九年十二月二十五日】

銀行券発行保証充当限度の改訂

銀行券発行保証物件の保証充当限度は、昭和二十七年十二月以降総額七、五〇〇億円(対民間関係四、四〇〇億円、対政府関係三、一〇〇億円)に据置かれていたが、その内対民間関係では本行貸出の収縮を反映し限度に余裕を生ずる一方、対政府関係では従来の財政撒超傾向増大に伴い特に年末の銀行券増発に際し限度の不足を生ずる懸念が強いので、今般総額は据置のまま(銀行券発行限度五、一〇〇億円も同様据置)その内訳において対民間関係は六〇〇億円減の三、八〇〇億円に、対政府関係は六〇〇億円増の三、七〇〇億円に夫々改訂され、十二月二十二日より実施された。

【昭和二十九年十二月二十五日】

昭和三十年分

三 月

第一・四半期における高率適用手続の調整率決定

第一・四半期における高率適用手続の調整率は当四半期の七〇%より六〇%に

引下げられることとなつた。

このように決定されたのは、(イ)第一・四半期の財政資金の撤超が相当見込まれること、(ロ)現行調整率を据置く場合取引先の限度額は預金及び自己資本の増加等から若干の自然増が予想されること等を考慮し従来の金融引締方針を継続する趣旨によるものである。

【昭和三十年三月二十五日】

## 五月

昭和三十年度購手形に対し暫定的にスタンプ手形制度の適用

昭和三十生糸年度において器械生糸製造業者、蚕種製造業者及び輸出玉糸指定製造業者が振出す購手形に対するスタンプ手形制度の適用については、現在生糸の輸出振興について政府首め業界が努力中であること等の諸般の事情も考慮の上、暫定的に現行同様の取扱方によりこれを認めることとなつた。

【昭和三十年五月六日】

鉄鋼原料及び皮革に対する輸入物資引取資金関係スタンプ手形の暫定措置の取止  
昨年三月輸入物資引取資金関係スタンプ手形の廃止に際し、鉄鋼原料関係分及び皮革関係分については暫定措置としてスタンプ手形の取扱を認めてきたが、今般右の措置を(イ)鉄鋼原料関係については最近では本制度が利用されていないこと、(ロ)皮革関係については暫定措置を認めた理由であつた中小業者の利用が少いこと等の事情にも鑑み、この際金融正常化を推進する趣旨から六月三十日スタンプ押捺依頼分限り取止めることとなつた。

【昭和三十年五月六日】

## 六月

第二・四半期における高率適用手続の調整率決定

第二・四半期における高率適用手続の調整率は当四半期の六〇%より五五%に引下げられることとなつた。

右は(一)第二・四半期の財政資金は例年と異り相当の撤超が見込まれること、(二)現行調整率を据置く場合取引先の限度額は預金及び自己資本の増加等から若干の自然増が予想されること等を考慮し従来の金融引締方針を継続する趣旨によるものである。

【昭和三十年六月二十五日】

短資取引担保登録社債等代用証書制度の実施

短資取引担保中に占める金融債、公社債券及び適格社債(以下「社債等」という)の割合は逐年増加の傾向を示しているが、右社債等は現物であるため取扱上甚だ不便にして危険を伴い市場取引の担保としては必ずしも適當ではなく、一方登録社債等そのものでは、手続上短資取引担保として使用し難いので今般登録社債等についても登録国債の場合と同様、代用証書制度を設けることとなり、短資取引担保登録社債等代用証書取扱手続及び短資取引担保登録社債等代用証書規程を制定して六月二十日から実施した。

なお、指定登録社債等は差当り電信電話債券(受益者引受分を除く)並びに鉄道債券とし、右債券の登録機関を兼ねている日本興業銀行を代用証書発行銀行として認めることとした。

本制度の概要は次の通りである。

- (一) 本行の認めた銀行(社債等登録機関を兼ねた銀行)が信託法による信託の受託者となつて、委託者としての参加業者(発行銀行の申出により営業局が認めたもの)銀行、短資業者等)から登録社債等の信託譲渡を受け、これを見合に短資取引担保登録社債等代用証書(無記名式)を発行する。
- (二) 右代用証書は参加業者相互間のコール担保として使用され、又本行はこれを担保として原登録社債等と同一の取扱をする。
- (三) 発行銀行は代用証書所持人(参加業者)又は代用証書を担保として徴求している本行の請求がある場合には本証書と引換に証書面記載の登録社債等を譲渡する。

【昭和三十年六月二十五日】

(参考) 東京市場コール担保別内訳(五月末残高)

担保別	金額(百万円)	%
国債	一一、〇五一	三三三
金融債	一七、〇六七	五一
電電債券及び鉄道債券	九五〇	三
優遇手形(含紡手)	九二	一
一般手形等	四、五四三	一三
計	三三、七〇三	一〇〇

七 月

## 日米余剰農産物協定実施に伴う為替取引の方法及び国内金融措置

「農産物に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」については、五月三十一日調印六月二十五日国会の承認を得て公布の運びとなつたが、このほどの協定実施に伴う為替取引の方法及び国内金融措置が大要次の通り決定した。

## (一) 為替取引方法

イ、日本政府は、米農務省より発給を受けた商品別の買付承認書(パーチェス・オーソリゼイション)に基き、業者に対しサブ・パーチェス・オーソリゼイションを交付し、業者はその条件に従つて協定に基く輸入を行う。

ロ、本行は、政府の代理人として、米農務省商品金融会社(C・C・C)に対しレター・オブ・コミットメント(米側銀行が買取つた輸出手形を償還する旨の支払承諾書)を信用状開設銀行の希望する米側銀行宛発給するよう申請する。

ハ、米側銀行は輸出業者の振出した一覽払手形を買取つてC・C・Cより償還を受け、この旨のアドバイスを加えて船積書類を信用状開設銀行に送付する。

ニ、信用状開設銀行は、船積書類と引換に輸入業者より円貨を徴収し、本行に設けられる米政府勘定に積立てる。

## (二) 輸入金融措置

イ、食糧及び綿花輸入に対する輸入決済手形制度の適用

食糧(小麦、大麦及び米)並びに綿花(ロ、による円スワップの金融を受けていないもの)の輸入については次により輸入決済手形制度の適用を認めることとなつた。

(イ) 手形金額 C・C・Cの償還金額を所定の為替相場(外国為替公認銀行の電信売相場)により換算した金額の範囲内。

(ロ) 確認資料 インボイス写並びにC・C・Cより償還があつた旨の米側銀行よりのアドバイス又はこれらの要項を記載した書類。

ホ、綿花の輸入に対する円スワップの実施

為替銀行が輸入綿花の船積書類の引取資金を輸入業者に融資するためその

保有する米非資金をもつて本行に対し円スワップ(非の現売先買)取引の申出があつた場合には本行は次の要領によりこれに応ずることとなつた。なお

為替銀行が本件取引のためその保有外貨に不足を生ずる場合は別途外国為替資金特別会計から預入米非資金の増額を受けうることとなつてゐる。

(イ) 金額は輸入業者の所要引取資金の範囲内において必要最小金額とする。

(ロ) 期間は九十日以内の必要最短期間とすること。

(ハ) 本行の現買相場は基準外国為替相場とし、先売相場はスワップ期間に対し年利三・五%の割で算定した金額を右の現買相場に加算した相場とすること。

(ニ) 本件輸入業者の負担が米非ユーザンスによる綿花輸入の場合と概ね同一となるよう本行において為替銀行を指導すること。

【昭和三十年七月十五日】

八 月

## 公定歩合の変更及び高率適用手続の改廃

最近における金融情勢に鑑み、本行金利体系を正常化して公定歩合を主軸とする金融調整を可能ならしめるとともに、短資市場金利、市中貸出金利の自然的低下等を更に一段と促進する趣旨から公定歩合の変更及び高率適用手続の改廃をそれぞれ八月十日及び八月十七日から実施することとなつた。その要旨は次の通りである。

## (一) 公定歩合

前記の趣旨により、新公定歩合は取引先預金コストの平均よりは稍高目に、又市中金利とは概ね一厘順輪で且つ従来の本行貸出実効金利が略据置かれるような線に定められた。新基準割引歩合及び貸付利子歩合は次の通り。

イ、商業手形割引歩合 日歩二銭(四厘引上)

ロ、輸出前貸手形割引歩合 日歩一銭六厘(据置)

ハ、輸出前貸手形を担保とする貸付利子歩合 日歩一銭七厘以上(据置)

ニ、輸入決済手形又は輸入運賃手形を担保とする貸付利子歩合

日歩二銭以上(三厘引上)

ホ、国債若くは特に指定する地方債、社債その他の債券又は農業手形を担保とする貸付利率歩合 日歩二銭一厘以上(三厘乃至四厘引上)

ヘ、その他のものを担保とする貸付利率歩合 日歩二銭二厘以上(四厘乃至五厘引上)

ト、当座貸越利率歩合 日歩二銭三厘(二厘引上)

(経過措置) 農林中央金庫に対する本年度農業手形担保貸付利率歩合は現行通り日歩一銭八厘を据置

## (二) 高率適用手続

前記の趣旨により従来の金融調整を主眼とする制度より個別的例外的に適用される制度に改められた。

新系統の内容は次の通り。

イ、適用先 銀行(信託銀行を含む)

ロ、手続適用貸出 輸出前貸手形以外の手形の割引及び輸出前貸手形、輸入決済手形又は輸入運賃手形以外のものを担保とする手形貸付

ハ、適用高率 所定の方式により取引先に対する最低歩合適用限度額及び第一次高率適用限度額を定め(従来は預金及び自己資本を基準としこれに資産運用面を斟酌して決定して来たが新制度では取引先の運用資産の健全化を促進する趣旨から実質的流動資産を基準とすることに改められた。)最低歩合適用限度額を超える貸付に対しては第一次高率(最低歩合の各二厘高)を、又第二次高率適用限度額を超える貸付に対しては第二次高率(最低歩合の各四厘高)を適用する。而して新系統による最低歩合適用限度額は従来の同限度額に比し著しく拡大されるので今後高率の適用は個別的例外的なものとなる。

なお、新系統では適用先から商中が除外され、輸入決済手形及び輸入運賃手形を担保とする貸付が新たに手続適用対象外となり、亦商中、興銀、勸銀、北拓に対する中小企業金融関係別枠融資等現行の高率適用減免措置は八月十六日限りいずれも廃止されることとなつた。 【昭和三十年八月十五日】

## 九月

### 歩積、両建預金自粛措置の強化

全国銀行協会連合会においては先般来大蔵省の申入れに基き、現行歩積、両建

総務部短信 昭和三十年分

預金自粛措置の強化策として(一)過当なる歩積、両建預金の廃止について具体的基準を明示すること(二)金利自粛措置の強化を図ること等の点について検討中であつたが、このほど従来の申合せに改正を加え十月一日から実施することとなつた。改正の主要点は次の通りである。

(一) 定期預金、定期積金担保の手形貸付につき当該預金等の期日が到来した場合 は原則として貸付金と相殺すること。(新措置)

(二) 貸出の内入金は速かに貸出金の回収に充当すること。(従来は預金に受入れを認め、その場合金利の自粛を要することとなつていた。)

(三) 歩積預金の集積限度は債務者の信用上やむを得ないものを除き割引残高の一〇%とすること。(従来は凡そ割引残高の一〇%とし、この限度を超えた部分 は必要に応じ解放するか、限度超過部分に対する手形割引金利を約定金利より三厘以上引下の措置を講ずればよいこととなつていた。)

この限度内であつても債務者の希望があれば事情勘案の上でできる限り歩積預金の払戻しに應ずること。(新措置)

又歩積預金に見合う部分の手形割引金利は約定金利より三厘以上引下げること。(新措置)

(四) 預金担保の手形貸付金利を

イ、貸付一件一〇〇万円を超えるもの 日歩一銭七厘以下  
ロ、 以下のもの 一銭八厘以下

に改めること。(従来は金額の如何に拘らず凡そ日歩一銭八厘以下)  
(五) 当局の要請があれば、歩積、両建預金の状況を何時でも報告できるように措置を講ずること。(新措置) 【昭和三十年九月二十六日】

融資自主規制委員会の融資規制方針改訂

融資自主規制委員会においては、最近における諸般の情勢に鑑み、不要不急融資を抑制して行く従来の方針を堅持する一方、緊要産業に対する資金の確保に資せんとする趣旨から融資規制に関する従来の方針を大要次の通り改訂した。

(一) 不要不急融資の抑制

不要不急資金(ビル、興業用建物の建設等の資金、娯楽、奢侈、サーヴィス関係資金、思惑資金及び投機資金)については従来通りの抑制措置を講ずること。

## (一) 設備資金の融資について

従来は、新規の設備資金の貸出は原則として行わず、ただ緊急やむを得ないと認められる資金についてのみこの例外としていたが、今後は国際収支の改善、国内自給度の向上のため必要不可欠な資金は、政府当局の基本方針等も勘案の上過剰投資、二重投資とならない範囲で銀行の職能に応じ自主的に考慮すること。(新措置)

## (二) 運転資金の融資について

従来の抑制方針を継続し、設備資金融資に基き必要と認められる運転資金についても、必要最小限度にとどめること。

## (三) 中小企業金融について

中小企業の金融円滑化に資するため、輸出産業及び特に緊要と認められる産業以外であっても、その用途が不要不急と認められるもの他は、この際育成し得るものについては考慮すること。(新措置)

## (四) 地方公共団体に対する融資の抑制

地方公共団体に対する融資については、従来通り真に緊要と認められるものみに限定すること。 【昭和三十年九月二十六日】

## 十 月

## ドイツ連邦共和国通貨表示期限付輸出手形に対し外国為替引当貸付制度を適用

本邦とドイツ連邦共和国との間の輸出入等の決済方式の変更に伴いドイツ連邦共和国通貨表示期限付輸出手形(三ヶ月以内の期限付手形であつて不変信用状に基くものに限る)について十月一日以降外国為替引当貸付制度を適用し、その貸付利率歩合を目歩一銭とすることとした。

なお従来のドイツ・日本特別決済勘定決済にかかる米弗建取引も当分の間存続するのでこの取引による期限付手形については、当分の間現行「特別決済米貨輸出手形引当貸付」を存置適用することとなつた。 【昭和三十年十月五日】

## 農林中央金庫に対する本行保有手形の売却

農林中央金庫の余裕金は、供米期を迎え、大量の食糧概算金の受入を見たため最近その増勢頓に著しく、加うるに一般金融市況の急速な引弛みもあり、当通常運用方法では処分し難い情勢に立至つたので、十月十三日本行は日歩二銭

をもつて同金庫に対し昨年と同様の方法で本行(営業局)保有手形二〇億円の売却(註)(短信二十九年十月十五日付参照)を実施した。

なお本年は本行貸出の著減により上記のごとき保有手形売却を多額に実施することは困難な実情である。

(註) 手形(手形貸付)により差入を受けた約束手形又は割引手形売却の日から

一か月以内の一定期日を買戻期日とする買戻条件付売却。

【昭和三十年十月十五日】

## 全国銀行協会連合会に投融资委員会を設置

全国銀行協会連合会においては最近における金融情勢に鑑み、従来の不要不急面への融資の抑制措置から一步を進め、緊要な方面への融資につき可能な限り自主的且つ積極的に政府の方針に協力する態勢を整備するため、十月十日の理事会において次の通り投融资委員会設置要綱を決定即日発足した。

## (一) 名 称

この委員会は全国銀行協会連合会投融资委員会という。

## (二) 審議事項

イ、銀行の重要産業向投融资方針の決定

ロ、政府の投融资計画に対する銀行としての意見の取纏め

ハ、銀行の行う投融资と財政投融资との調整

ニ、各種債券等の消化方針の決定

ホ、その他必要と認められる事項

決定事項にして、理事会の承認を得たものについては、各行において積極的に協力するは勿論、これが成果の確実を期するため適宜の措置を講ずるものとす。

## (三) 機 構

イ、委員会の構成は委員長一名、副委員長三名、委員若干名、大蔵省及び日本銀行より参与各一名とし、月一回定例委員会を開催するほか、必要に応じ臨時に委員会を開催する。

ロ、本委員会の下部機構として幹事会を設け、調査研究乃至は立案にあたらせらる。

【昭和三十年十月十五日】

十一月

本行所有国債の売却操作実施

最近の金融情勢は財政資金の大幅撒超等から市中に多額の余資を生じており市場のなだらかな正常化を期すると共に金融機関に対し支払準備としての余資運用の順便を図るためには本行所有証券等の売却操作が必要と認められるところ政府短期証券の売却は金利の点で困難であるので当年末迄の臨機の措置として、次により本行所有長期国債の買戻条件付売却に應ずることとなった。  
なお本件売却は銀行等の依頼により受動的に実施することとするが、外国為替引当貸付以外の本行貸出残高がある場合は原則として売応じないこととなつてい

- (一) 売却先 銀行及び金庫
- (二) 売却方針 国債売却の依頼のあつた場合は依頼先の資金繰等を勘案し、その可否及び売却金額を決定する。
- (三) 売却国債の種類 五分半利国庫債券、但し発行価格が額面一〇〇円につき九六円のものに限る。
- (四) 売却価格 額面価額より未経過日数に応じた償還差益相当額を控除した額とし、償還差益相当額は額面一〇〇円につき一日当り〇・一五六五銭とする。
- (五) 買 戻 売却先より売戻方申出があり、売却先の資金繰上必要やむを得ないと認められる場合には、(四)と同様の方法により計算した価格により買戻すものとする。但し買戻期間は年内とする。(本件売却国債は短期のコール資金との競合を避ける趣旨もあり概ね一か月程度これを保有することを目安とする)
- (六) 売買単位 売却又は買戻の金額は額面一〇〇万円単位とする。

公定歩合改訂後のコール市場の動向

本行公定歩合改訂、高率適用制度改廃及び市場レート指導の撤廃以後におけるコール市場は、財政資金の大幅撒超及び資金需要の低調等に伴う市中銀行資金繰の緩和乃至安定化を映じて軟化を続け、

総務部短信 昭和三十年分

(一) 東西両市場の資金残高は漸増(八—十月中二〇七億円増)して十月末には六五〇億円と前年同期の二倍以上に達し、更に十一月十日には八五九億円と従来の記録を大幅に更新した。

(単位 億円)

	東京市場	大阪市場	合 計
七月 末	三〇二	一四一	四四三
八 月 末	三五二	一三七	四八九
九 月 末	三六四	一一一	四八五
十 月 末	四八一	一六九	六五〇
(前年十月末)	(三三七)	(八三二)	(三二〇)
十一月十日	六一四	二四五	八五九

(二) 市場の大勢は特に取手側大銀行の資金ポジションの安定化を映じて従来の出手市場から取手市場に移行、コールレートは十月上旬以降低下を続け、コール本来の支払準備的性格を濃化したが、この間の事情を条件別に見るに、イ、翌日物については、需給のまにまに變動する性格が強く、戦前のように最低放出レートの協定がない際として市況の繁閑に応じて最低日歩三厘から最高日歩一銭六厘の間において大幅に變動し、ロ、単純無条件物及び月越物については、順調に低下して最近では単純無条件物日歩一銭六厘月越物日歩一銭八厘中心程度とかなりの落着きを見せている。

(東京市場 単位日歩銭)

	翌 日 物		単純無条件物		月 越 物	
	最低	中心	最低	中心	最低	中心
十 月 上 旬 末	一・五〇	一・六〇	一・九〇	二・〇〇	二・二〇	二・二五
十 月 中 旬 末	一・六〇	一・九〇	一・六〇	一・七〇	一・九〇	二・〇五
十 月 下 旬 末	一・〇〇	一・五〇	一・六〇	一・七〇	一・九〇	二・〇〇
十 一 月 上 旬 末	一・四〇	一・五〇	一・四〇	一・五〇	一・七五	一・八〇
十 一 月 中 旬 末	一・五〇	一・六〇	一・五〇	一・六〇	一・七〇	一・八〇

【昭和三十年十一月二十五日】

## 十二月

## 銀行券発行保証充当限度の改訂

銀行券発行保証充当限度は、昭和二十九年十二月以降総額七、五〇〇億円、内対民間関係三、八〇〇億円、対政府関係三、七〇〇億円に据置かれていたが、対民間関係限度は本行貸出の順調な収縮を映じ限度に余裕を生ずる一方、対政府関係限度は財政撒超の増大、就中供米の増嵩、食糧会計借入限度の大幅引上げによる食糧証券の増発から本行保有国債の累増が見込まれ、充当物件額を著しく下廻り、特に年末の銀行券増発に際し限度不足を来たすことは必至と考えられるので、今般限度総額は据置のまま、対民間関係は一、五〇〇億円減の二、三〇〇億円に、対政府関係は一、五〇〇億円増の五、二〇〇億円に夫々改訂され、十二月十二日より実施された。なお銀行券発行限度は五、一〇〇億円に据置。

【昭和三十年十二月十五日】

## 本行所有政府短期証券の売却実施

今後の金融情勢に対処し市場資金の調節を図るため、本支店において、本年末より現行の長期国債の売オペレーション(短信十一月十五日付参照)に代え、次の要領により本行所有政府短期証券の売オペレーションを実施することとなった。

- (一) 売却先 銀行、金庫、その他必要と認められる先。
- (二) 売却金額 売却の依頼があつた場合は、依頼先の資金繰等を勘案の上、その可否及び売却金額を決定すること。
- (三) 売却政府短期証券の種類 食糧証券及び外国為替資金証券。
- (四) 売却方針及び売止期間 売却に当つては、原則として償還期日前一〇日を売止期間とすること。
- (五) 買 戻 売却後償還期日まで保有させることを建前とするが、売却先の資金繰上已むを得ないと認められる場合は、売却日以後一週間を経過した後、限り買戻に応じ得るものとする。
- (六) 売買に適用する割引歩合 日歩一銭五厘。
- (七) 売買単位 売却又は買戻の金額は額面百万円単位とすること。

【昭和三十年十二月二十六日】

## 明年度における農業手形制度の実施

農業手形制度については最近における農家経済の好転、系統機関の資力の増進、特に本年における豊作等の事情に鑑み、予ねてその存続の要否につき検討中の処、北海道・東北地方等農手利用度の高い地方の農家及び系統機関の実情等に鑑み、明年度も引続きこれを実施することとしたが、実施に当つてはその適正利用につき本年度の制度運用上の指導要領(短信昭和二十九年十二月二十五日付参照)を農林中金等の指導により更に一層徹底強化させることとした。

なお農手制度による市中貸出金利については、従来各段階別にその最高限度を本行が指導して来たが、明年度は農協及び小売業者の貸出金利に限り、日歩二銭五厘以内として出来るだけその低下を図るよう指導することとし、系統機関内における貸出金利及び銀行の小売業者に対する貸出金利については自主的決定に委ねることとした。

【昭和三十年十二月二十六日】